主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は,違憲をいう点を含め,実質は単なる法令違反,事実誤認の主張であって,刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお,在監者の上訴申立てに関する同法366条1項は付審判請求には準用されておらず,また,類推適用されないものと解するのが相当であり,これと同旨の原判断は相当である。

よって,同法434条,426条1項により,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 濱田邦夫 裁判官 金谷利廣 裁判官 上田豊三 裁判官 藤田宙靖)